

## 高まる契約がらみのリスク 古くて新しい“落とし穴”

開発失敗の責任の所在を巡って裁判に発展、契約内容が一因でプロジェクトを中止——。ともに最新の実例だ。「発注元が陥りやすい契約の落とし穴」は従来から指摘されてきたものがある。にもかかわらず契約がらみのトラブルが後を絶たない。最新事例を基にその理由と解決策を探った。

新システムが完成しなかったのは日本IBMの責任——。今、ある企業と日本IBMの裁判が東京地方裁判所で進行中だ。日本IBMを訴えたのは、北海道の給与計算代行業者エコミックだ。

エコミックは日本IBMに給与計算システムの開発を発注したが、実装まで

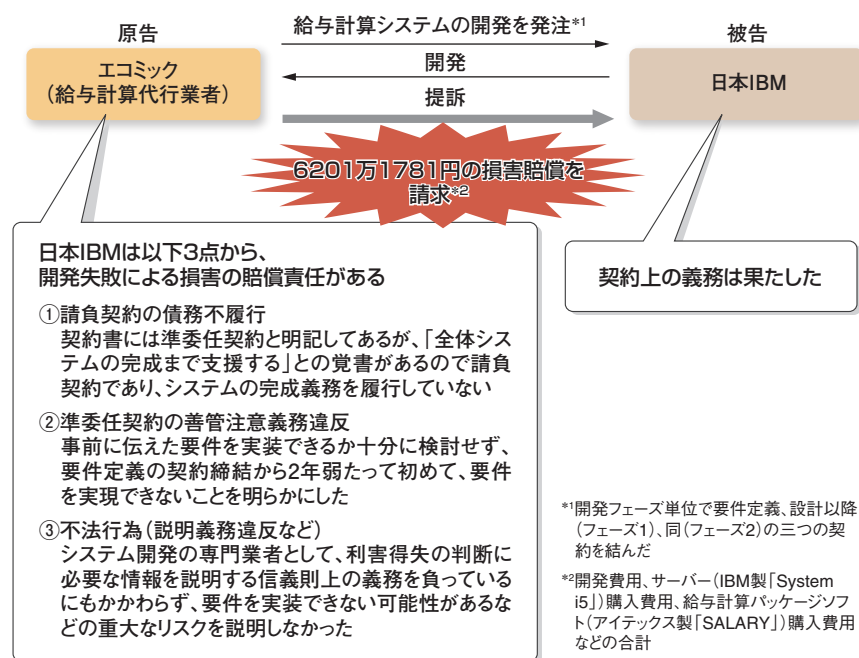
至らずにプロジェクトは中止となった。「請負契約を交わしたのにシステムが完成していないのだから日本IBMの債務不履行だ」というのがエコミックの主張である。これに対して日本IBMは準委任契約を主張し、契約上の義務は果たしたと反論している(図1)。

企業を10年未満で退職した人の年金関連業務を担う企業年金連合会は2009年3月、年金記録管理システムの全面刷新プロジェクトを中止した(本誌2009年4月15日号78～80ページを参照)。

二つのトラブル事例には共通点がある。発注元と受託企業の間で交わした「契約」が発端となっていることだ。問題となったのは「準委任か請負か」あるいは「著作権の帰属」といった点であり、いずれも昔から指摘されている“落とし穴”だ。新しくはないが、いまだにトラブルになるということは、契約に関連するリスクが十分に理解されていないことを示している。

ここ数年、受託企業は採算重視や赤字案件の削減などの取り組みを強化してきた。これにより発注元が契約の落とし穴に陥るリスクが大きくなっている(図2)。発注元が、費用面などでより有利な条件を提示する受託企業に仕事を頼むようになり、結果として既存システムの改修や機能強化を既存の受託企業とは異なる企業に任せるケース

図1 ●システム開発の失敗を巡り、発注元が日本IBMを訴えた裁判(係争中)の経緯と両者の主張



が増えてきたことも、契約リスクを高めることにつながっている。

### 落とし穴① 準委任契約 違反の立証が難しい

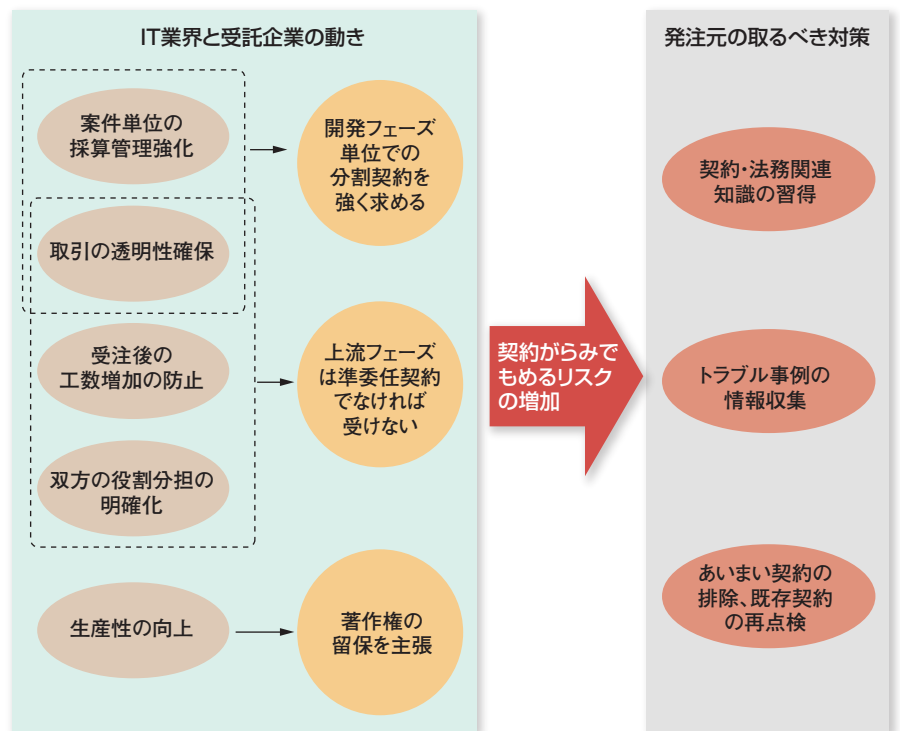
エコミックは三つの点から日本IBMが開発失敗の損害を賠償する責任があると主張する。一つは請負契約の債務不履行だ。両社が交わした契約書には準委任契約と明記してあるが、「全体システムの完成まで支援する」との覚書があるので請負契約であり、日本IBMはシステムの完成義務を履行していないと訴える。

もう一つは、たとえ準委任契約だとしても善管注意義務(善良なる管理者による注意義務)違反があるとの主張だ。「日本IBMは事前に伝えた要件を実装できるか十分に検討せず、要件定義の契約締結から2年弱たって初めて、要件を実装できないことを明らかにした」(裁判資料より)。

最後は説明義務違反、プロジェクトマネジメント義務違反といった不法行為である。善管注意義務違反の主張とも重なるが、「日本IBMはシステム開発の専門業者として、利害得失の判断に必要な情報を説明する信義則上の義務を負っているにもかかわらず、要件を実装できない可能性があるなどの重大なリスクを説明しなかった」(同)とする。

エコミックがこれらの主張を展開する根拠を知るには、両社がシステム刷新について検討を始めてからプロジェクトが中止に至るまでの経緯を振り返る必要がある。

図2 ●発注元がIT関連の法務知識を知っておく重要性がより高まっている



### 「準委任だが完成まで責任を持つ」

エコミックが日本IBMに給与計算システムの再構築について打診したのは2006年3月のことだ。事業規模の拡大に伴い、三菱電機ビジネスシステム製の現行システムよりも計算速度に優れたシステムを導入したいと考えた。1万人の給与計算処理を30分程度で実行できること、導入3年後には月間10万人、600社の給与計算処理ができることなどの要件を提示。日本IBMは5月、「社数は無制限で1社につき最大9万9999人の計算が可能なシステムを提案した」(訴状より)。

見積もり金額は要件定義を含む開発費用が合計4389万円(税込、以下同)、ハード費用が1491万円の合計5880万円。アイテックス製の給与計算パッケ

ージソフト「SALARY」をIBM製サーバー「System i5」で動かす構成で、稼働時期は2007年3月末までとしていた。日本IBMは6月に大量処理のデモを実演。「10万人の給与計算を140秒で処理した」(訴状より)。

価格と処理性能の点でエコミックは日本IBMの提案を評価し、7月14日付で要件定義の契約を締結した。「IBM支援サービス契約」という日本IBMの標準的な契約で、契約形態は準委任契約と明記してある。サービス内容は3.5人月の提供。期間は7月18日から9月30日まで。サービスの終了条件は、3.5人月をすべて提供した日と期間終了日のいずれか早い日だった。契約書には「本契約は準委任契約であって、仕事の完成を目的とした請負契約ではありま